

乳幼児健康診査を個別に医療機関等で実施する際の注意事項等について

- 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、各市町村においては、乳幼児健康診査・乳幼児歯科健康診査を、保健センター等において集団で実施する方法（以下「集団健診」という。）から、医療機関（歯科医療機関を含む）に委託し、一人一人個別に受診する方法（以下「個別健診」という。）に変更することを検討している場合があります。
- 今般、個別健診を実施する際の注意事項等について、以下のとおりまとめました。これを参考に、地域の実情に応じて、適切に運営していただきますようお願いいたします。
- なお、乳幼児健康診査の実施に係る一般的な項目については、平成 10 年4月8日付け児発 285 号「乳幼児に対する健康診査の実施について」に基づいて実施していただきますようお願いいたします。あわせて、健康診査受診票等については、平成 10 年4月8日付け児母発第 29 号「乳幼児に対する健康診査について」（以下、「平成 10 年課長通知」という。）に基づいて実施いただきますようお願いいたします。

1. 対象者

各健診の対象月齢は以下の通りですが、集団健診の延期によって受診児がそれぞれの対象月齢を超過した場合であっても、市町村の判断によって、適宜ご対応いただいて差し支えありません。

【母子保健法に基づく健診】

- 1歳6か月児健診：満1歳6か月～満2歳
- 3歳児健診：満3歳～満4歳

【市町村の判断で実施している健診】

3～4か月児への健診を原則としますが、この時期に健診を実施していない市町村においては、それ以外の月齢（例：6～7か月）の児を対象としても差し支えありません。

2. 新型コロナウイルス感染症の予防に関する注意事項

(1) 受診前の確認

- 発熱者等の一般診療とは、時間的あるいは空間的に分離して、健診を実施することが望まれます。
- 健診の実施にあたり、受診児や付き添いの保護者の方に以下の症状がある場合は健診の受診の延期を依頼してください。
 - ① 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ② 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

(2) 感染症対策

- 受診児や付き添いの保護者の方については、以下の点に留意してください。
 - ① 発熱や咳などの症状がないことを確認すること
 - ② マスク着用、手洗い、手指消毒等を励行すること
(子どものマスク着用については、熱中症のリスクが高まる等の指摘がありますので、状況に応じて対応してください)
 - ③ 可能な限り、きょうだいの同伴を避ける等、付き添いの人数は絞ること
- 新型コロナウイルスは糞便中に排泄される可能性が指摘されていることから、オムツ替えの場所においても十分な感染対策が必要です。
- 聴診器や体温計、身体計測に使用する器具で受診児の身体に触れる部分については、使用ごとにアルコール消毒液で清拭してください。

3. 医療機関等における健康診査の事務の流れ

医療機関で健康診査を実施する際の、おおまかな事務の流れとしては以下が考えられますが、適宜、委託先の医療機関等と市町村で協議の上、円滑な方法で実施いただきますようお願いいたします。

【健診前の連絡】

市町村から保護者に対し、健診実施医療機関の案内や、問診票の事前記載、母子健康手帳や受診票等の持参について連絡する。

【健診当日】

医療機関においては、受診児と保護者に対して以下ように対応されたい。適宜、市町村において、内容の追加等を検討すること。

(1)対象者の確認

保護者から受診票や問診票(※)等を受け取り、受診児が対象の月齢であることなどを確認する。

(※)平成10年課長通知に基づく健康診査問診票

(2)健診の実施

問診票等を確認し、身体計測、診察、必要な保健指導を実施する。

(3)健診結果の記入

健診の結果を健康診査票と母子健康手帳の該当欄に記入する。あわせて、保護者と受診児の関係などで気になることがある場合には、所定の用紙等(市町村へ送付するもの)に記載すること。問診票は市町村へ送付する。

(4)精密健康診査や継続的な支援が必要な場合

精密検査が必要な場合については、各市町村と委託先の事前協議に基づいて対応すること。

4. 定期的な受診者の把握について

児の健康状態の把握や、虐待等を早期発見し必要な支援につなげるためには、受診状況をきちんと把握することが重要です。各市町村においては、対象者の受診状況を月に1回程度は把握できるよう、医療機関等との連絡体制を整えること。未受診者については、できる限り早期に児や家庭環境を把握し、適切な支援につなげること。

5. 健康診査後の継続的な支援について

乳幼児健康診査は、受診児の生活状況や家庭環境を客観的に確認し、虐待の早期発見・早期対応のためにも重要です。

そのため、平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「乳幼児健康診査身体診察マニュアル」で示している、明らかな皮膚や衣服の不潔、体重増加不良、う歯が多いなど不適切な養育や虐待が疑われるような場合や、保護者の精神的・身体的

体調不良による養育困難等、保健師等による支援が必要と考えられる場合には、市町村の健診実施担当部署や、母子保健担当部署、児童虐待対応担当部署、児童福祉担当部署などの関係機関に速やかに連絡することを健診実施医療機関に依頼してください。

各市町村においては、どの部署が医療機関等からの連絡を受けても、養育環境の把握や、関係機関との連携・状況共有等の対応が速やかにできるよう、体制を整えておくこと。

なお、関係機関が要支援児童等(※)に関する情報を市町村に提供することは、個人情報保護法違反にはなりません。

(※)要保護児童、要支援児童及び特定妊婦の定義【児童福祉法 第6条の3第5項及び第8項】

- ・要保護児童:保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童
- ・要支援児童:保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童(要保護児童を除く。)
- ・特定妊婦:出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦